

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）による子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の一部改正に伴い，特定個人情報を利用及び提供する事務並びに当該事務を処理するために必要な特定個人情報を追加するほか，所要の規定整備を行うため。

伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例（令和７年伊丹市条例第
号）

第１条 伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条
例（平成２７年伊丹市条例第５３号）の一部を次のように改正す
る。

別表第１教育委員会の項を削る。

別表第２(1)市長の項第３号中

「

伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金及び
災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付け及び償還に関
する情報（以下「災害弔慰金等関係情報」という。）であって
規則で定めるもの

」

を

「

伊丹市災害弔慰金の支給等に関する条例による災害弔慰金及び
災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付け及び償還に関
する情報（以下「災害弔慰金等関係情報」という。）であって
規則で定めるもの

健康増進法（平成１４年法律第１０３号）による健康増進事業
の実施に関する情報（以下「健康増進関係情報」という。）で
あって規則で定めるもの

」

に，同項第６号中

「

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの

被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

を

地方税関係情報であって規則で定めるもの

被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

に，同項第 11 号中

地方税関係情報であって規則で定めるもの

被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの

高齢者医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

を

被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め，同項第 18 号中「（平成 14 年法律第 103 号）」を削り，同項第 20 号中「子ども・子育て支援法による」の右に「妊婦のための支援給付，」を加え，同表第 2 (2)市長の項第 1 号中

健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって規則で定めるもの

を

健康増進関係情報であって規則で定めるもの
子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付，子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報（以下「子ども・子育て支援事業関係情報」という。）であって規則で定めるもの

」

に改め，同表教育委員会の項を削る。

別表第3市長の項第1号中「による」の右に「妊婦のための支援給付，」を加え，同表教育委員会の項中

「

(1) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		障害関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援事業関係情報であって規則で定めるもの
		対象外国人の生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(2) 多子世帯に係る幼稚園の保育料の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援事業関係情報であって規則で定めるもの

」

を

「

(1) 子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付，子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		被災者台帳関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手

		当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害関係情報であって規則で定めるもの
		子ども・子育て支援事業関係情報であって規則で定めるもの
		対象外国人の生活保護関係情報であって規則で定めるもの

」

に改める。

第 2 条 伊丹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 (1)市長の項第 2 0 号中「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「，子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改め，同表第 2 (2)市長の項第 1 号中「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「，子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改める。

別表第 3 中「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「，子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改める。

付 則

この条例は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 1 条の規定は，公布の日から施行する。